

窓口キャッシュレス決済端末導入等業務 公募型プロポーザル実施基本方針

1. プロポーザル方式の採用理由

窓口キャッシュレス決済端末を導入するにあたっては、多様な決済手法を揃えることで利用者の利便性の向上を図るとともに、システムによる集計業務の効率化、庁内事務の簡素化を図ることが肝要である。

そこで、提案内容、価格、実績等を総合的に判断することができるプロポーザル方式を採用し、様々な要素を総合的に判断することにより、本事業の目的を達成するために最も適したキャッシュレス決済端末を提供できる事業者を選定する。

2. 期待できる効果

様々な要素を総合的に判断することにより、本事業の目的を達成するために最も適したキャッシュレス決済端末を提供できる事業者を選定することができる。

3. 事業スケジュール

令和7年 4月上旬	実施準備、指名選考委員会（4/7）
4月上旬	公募開始
4月下旬	提出意思確認、質問事項の対応
5月中旬	審査会実施
5月下旬	事業者の決定、契約
令和7年6月～11月	機器の調達、各種手続の登録、研修会の実施等
令和7年12月～	運用、保守開始

4. 審査方法

審査にあたっては、庁内の部課長等による審査委員会を設置し審査を行う。

審査項目については、事業に対する提案、価格等を総合的に審査する。